

東京都独自の報告対象疾病である 3 疾病（小児科定点 2 疾病 不明発疹症、川崎病、性感染症定点 1 疾病 膾トリコモナス症）の報告基準は、下記の通りです。

・ 不明発しん症

感染性のものと思われるが明確な診断をつけ難い発しん症。除外診断による。

・ MCLS:川崎病

本症は、主として4 歳以下の乳幼児に好発する原因不明の疾患。

主要症状

1. 5日以上続く発熱（ただし、治療により5日未満で解熱した場合も含む）
2. 両側眼球結膜の充血
3. 口唇、口腔所見：口唇の紅潮、いちご舌、口腔咽頭粘膜のびまん性発赤
4. 不定形発疹
5. 四肢末端の変化：（急性期）手足の硬性浮腫、掌蹠ないしは指趾先端の紅斑
（回復期）指先からの膜様落屑
6. 急性期における非化膿性頸部リンパ節腫脹

6つの主要症状のうち5つ以上の症状を伴うものを本症とする。

ただし、上記6主要症状のうち、4つの症状しか認められなくても、経過中に断層心エコー法もしくは、心血管造影法で、冠動脈瘤（いわゆる拡大を含む）が確認され、他の疾患が除外されれば本症とする。

*川崎病（MCLS、小児急性熱性皮膚粘膜リンパ節症候群）診断の手引き
（厚生労働省川崎病研究班作成改訂 5 版 2002 年2月）による

・ 膾トリコモナス症

膾トリコモナス原虫により引き起こされる、男性及び女性の性感染症としての陰部感染症。

| 検査方法 | 検査材料 |
|-----------------------|------------------|
| 無染色標本の鏡検、培養検査、遺伝子学的検査 | 尿道の膿汁、初尿の沈査、膾分泌物 |